

(キャバレー等の避難通路)

第 36 条 キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの（以下「キャバレー等」という。）及び飲食店の階のうち当該階における客席の床面積が 150 平方メートル以上の階の客席には、有効幅員 1.6 メートル（飲食店にあっては、1.2 メートル）以上の避難通路を、客席の各部分から椅子席、テーブル席又はボックス席 7 個以上を通過しないで、その 1 に達するように保有しなければならない。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、キャバレー等及び飲食店の客席における避難通路の保有について規定したものである。
- 2 キャバレー等及び飲食店における座席は、その業務の実態上、一般に、劇場等におけるそれと異なり、列をなした整然たる配置を要求することは困難であるから、避難に際し、有効な避難通路に至るまでの入場者が通過する他の座席の数を基準として、避難通路を保有すべきものとしたものである。
- 3 「階のうち」とは、本条例は階ごとにキャバレー等及び飲食店の客席の床面積を合計して、規制するかどうかの判断を行うものである。
- 4 「有効幅員」とは、避難に際し有効に使用することができる部分の幅をいい、床面における幅が 1.6m（飲食店にあっては 1.2m）以上であっても、その上方に障害物が突出しているような場合には、当該突出部分の幅は、有効幅員には含まれない。
- 5 「避難通路」とは、床面積 150 m²以上ある階から床面積 150 m²未満の階を通じて避難しなければならない対象物にあっては、床面積 150 m²未満の階においても階段等から避難口に通じる通路を有効に確保するよう指導すること。
- 6 「7 個」とは、いす席、テーブル席、ボックス席のいずれの場合においても、7 個の座席の意味である。ただし、カウンター席の場合等で個数を算定し難いときは、おおむね歩行距離 10m として運用する。
- 7 避難通路の配置についての座席算定は、図 1 から図 3 までに示すとおりである。

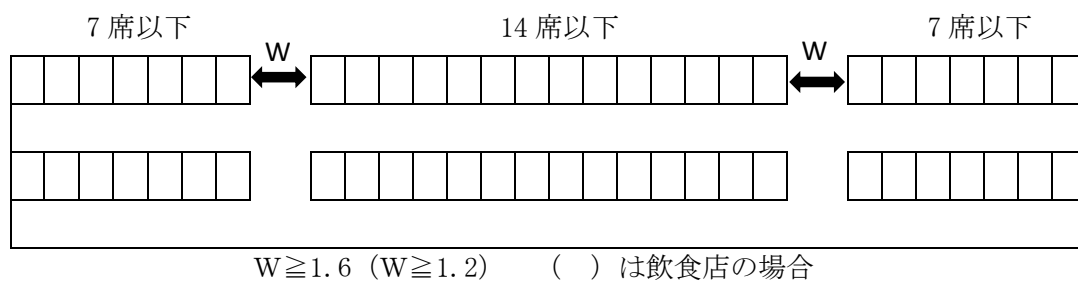


図1 いす席

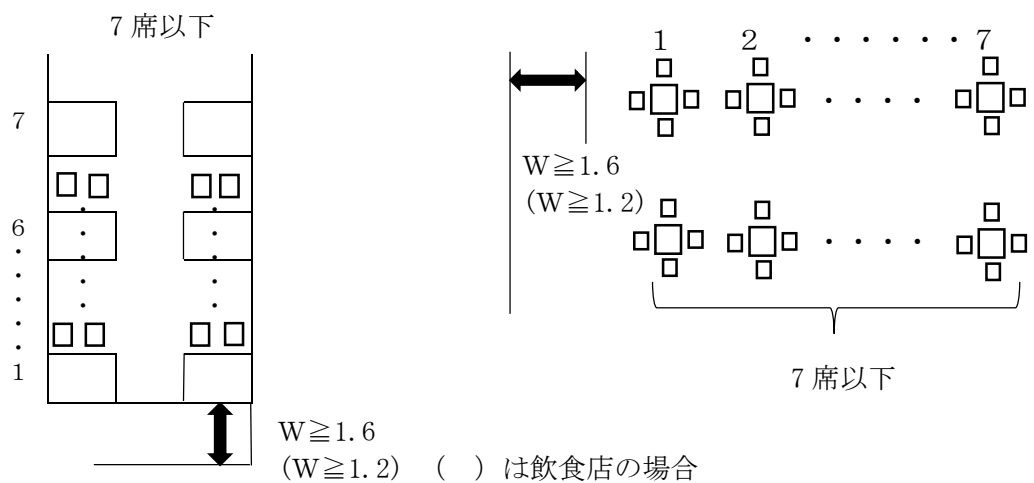


図2 テーブル席

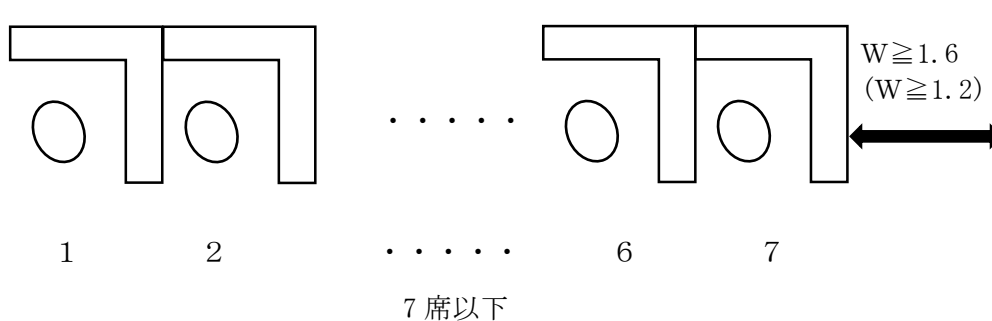


図3 ボックス席

